

令和6年度さいたま市立大宮八幡中学校

いじめ防止基本方針

さいたま市立大宮八幡中学校

令和6年度

さいたま市立大宮八幡中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。さいたま市立大宮八幡中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持ちます。
- 2 いじめられている生徒を最後まで守り抜きます。
- 3 学校が一丸となって組織的に対応します。
- 4 生徒と生徒、生徒と教職員の間、共感的な人間関係を築きます。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 7 学校の特定の教職員がいじめにかかわる情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応します。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員、養護教諭、特別支援コーディネーター

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集する。（心理や福祉の専門であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、警察関係者等）

(3) 開催

- ア 定例会（年2回開催）
- イ 校内委員会（いじめ対策小委員会）（生徒指導委員会・教育相談部会と兼ねて開催、原案作成）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりによる家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施：全学年

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット教室」の実施：全学年

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生

7 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 朝読書：読んでいるふりをするなど、読書に取り組めない様子が見られる 等

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き 等

(4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

(6) 清掃：大変な仕事を無理やり押し付けられる 等

(7) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等

(8) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調整を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月・8月・1月（年3回）

(2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）」を記録し、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを必要に応じて実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間の実施

(1) 年3回、教育相談週間を設定する。（4、9、1月）

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①教育相談だよりの発行

②さわやか相談室の充実

5 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員

(2) 学校運営協議会委員

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、校内委員会・いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校内委員会・いじめ対策委員会を開き、情報を集約・整理する。
 - 情報を共有化し、今後の対応や役割分担を確認する。
- 教務主任は、教頭を補佐し、情報を集約・整理する。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
 - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、学年主任の指示に従い担当する学年の生徒の情報収集をする。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
 - 校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、収集された情報を確認し、組織的な指導ができるように対応する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、担任と連携し情報の提供・収集を行う。
- 部活動の顧問は、担任と連携し、事実確認のための情報収集を行う。
 - いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

IV 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」(H26.3 市教委)等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底

- ・年度当初、指導方針の共通理解を図る。
- ・全職員が協同して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高める。
- ・定期的な全職員による情報交換

2 校内研修

- (1)人権教育に関する研修
- (2)ゲートキーパー研修
- (3)生徒指導研究協議会伝達研修

3 生徒指導・教育相談

- (1)生徒指導委員会（金曜日の3校時）
- (2)教育相談委員会（火曜日の3校時）

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

X I 具体的な取り組み

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○				○					○		
	簡易アンケート	必要に応じて実施する											
	教育相談週間	○					○				○		
	いじめ撲滅強化月間			○									
	「人間関係プログラム」	○				○					○		
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業		○	○	○								
	「赤ちゃん幼児ふれあい体験」							○					
	職員会議	○			○								
	研修		○		○								
	啓発	学校だより・学年だより・学級通信等で随時行う											
PDCA	いじめ防止対策委員会（定例会）				○							○	
	いじめ防止対策委員会（小委員会）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生徒会			○					○				